

Wireless SWG

携帯電話宛の迷惑メール対策に 関する提言書

2006年5月16日 迷惑メール対策カンファレンス

株式会社NTTドコモ
コンテンツ&カスタマ部
セキュリティ推進
昌川 浩二

1. はじめに

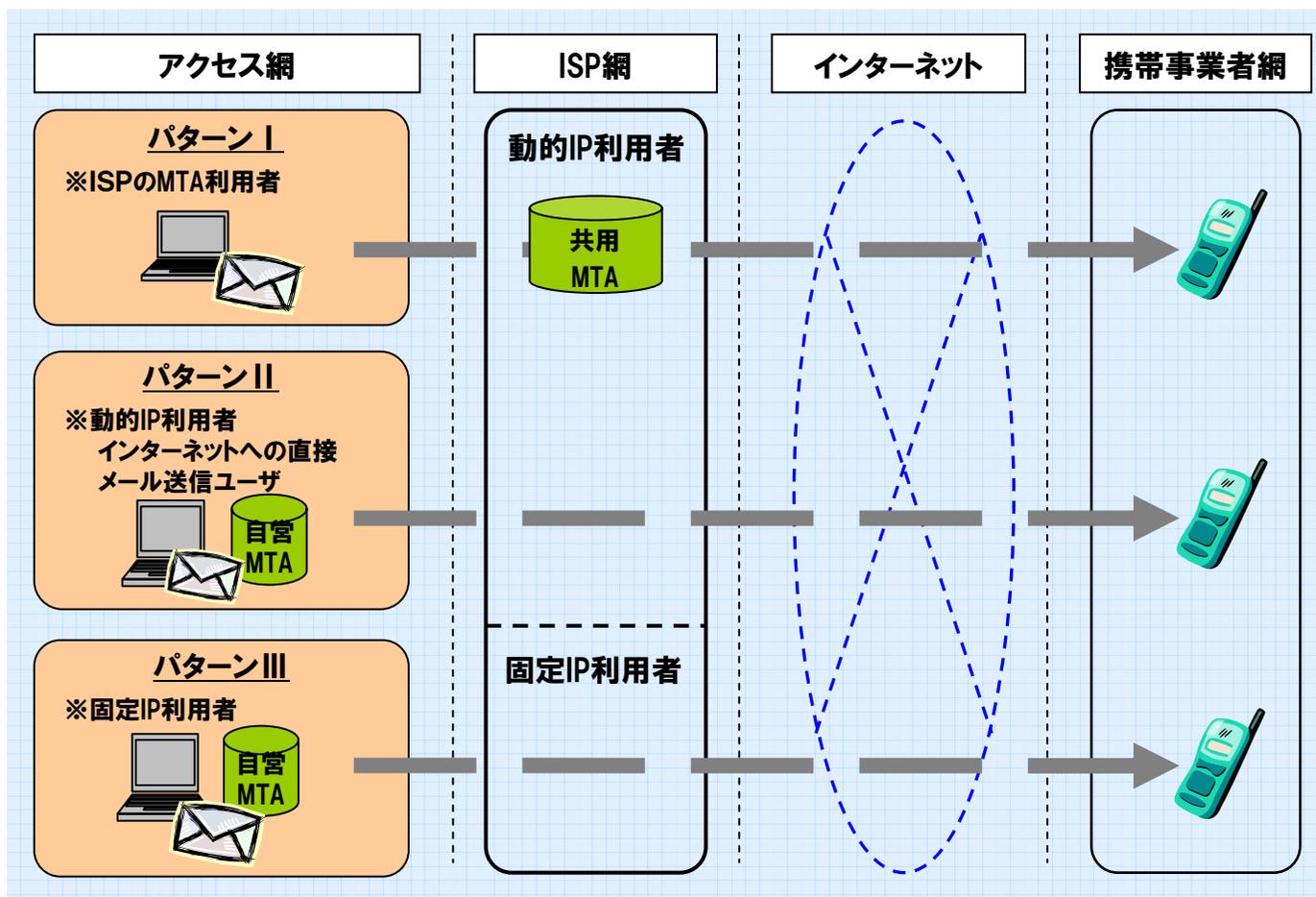
- (1)背景
- (2)Wirelessサブワーキング発足の趣旨
- (3)本提案書の趣旨

2. 携帯電話事業者の対策

- (1)迷惑メールの被害者を減少させるための対策
 - ①メールアドレス変更機能等
 - ②受信機能の拡充
 - ③ユーザー啓発
- (2)迷惑メールの加害者を撲滅するための対策
 - ①送信数制限
 - ②利用停止措置
- (3)対策の成果
 - 【参考データ】携帯電話・PHSから送信された迷惑メールの推移

3. ISP事業者経由の迷惑メール送信パターン

- (1)パターンⅠ … ISPの共用メールサーバから送信
- (2)パターンⅡ … 動的IPから送信(自営メールサーバ等)
- (3)パターンⅢ … 固定IPから送信(自営メールサーバ等)



4. パターンIの迷惑メール対策

(1)送信数制限について

正確に同一ユーザを判断することができれば、送信数制限が有効な手段

- ◆ユーザ認証として一般的とされるMSAでのSMTP AUTHを必須として、IDをベースとした送信数制限をかけることを推奨
- ◆AUTHを実施していないサーバでは厳しいRate Controlを実施するなど、大量送信を許容しない対策を施すことが望ましい

5. パターンIIの迷惑メール対策

(1)Outbound Port 25 Blocking(OP25B)

◆OP25Bの積極的な導入を強く推奨

すべての宛先に対してブロックすることが懸念される場合は、携帯電話事業者宛てのメールに限りブロックするなどの段階的な導入から着手

【提供情報】 IPアドレス情報(帯域表記の可否)に関する情報を記載

6. 各パターン共通の迷惑メール対策

(1) 迷惑メールの情報収集と利用停止措置の実施

- ◆ 迷惑メール情報を収集するための窓口の開設
- ◆ 迷惑メールに関する情報収集
- ◆ 利用停止措置などの実施

(2) 本人性確認の重要性(強化の推奨)

① メール利用の制限

- ◆ オンラインサインアップを悪用した『送り逃げ行為』の抑止の必要性

② 違反行為者の再契約の抑止

- ◆ 利用停止など、措置対処した契約者に対する再契約の抑止※

③ その他

- ◆ 虚偽契約できない仕組みの強化は必要
 - ・ オンラインサインアップを悪用した虚偽契約の抑制
- ◆ いわゆる「渡り行為」を防止するための検討も必要
 - ・ 携帯・PHS事業者間では、2006年3月より迷惑メール送信者の情報交換を開始

7. メーリングリスト、メールマガジンのアドレス管理とユーザー啓発など

(1) メーリングリストとメールマガジンのアドレス管理の徹底

・大量の宛先不明となるメールを送り続けている場合、善意のメール送信であっても、設備保護の観点から受信規制等の影響を受けることがある

⇒ アドレスクリーニングを十分行っていないMLやメルマガ

- ◆サービス管理者へのお願い
- ①アドレス管理の徹底
 - ②ユーザー啓発： アドレス変更時の再登録

(2) ウィルススキャンの励行

・PCの持ち主であるユーザーが、気づかずに迷惑メールを送信してしまう
ウィルス感染やボットに対する対応

- ◆事業者へのお願い
- ①ユーザーへウィルススキャン励行の啓発など

・迷惑メールの対策に、“万能薬”的なものはなく、より多くの対策を導入することが望ましい
・各社で対策を講じるとともに、多くの事業者や業界で取組むことでより大きな効果を得ることができる

(JEAG Recommendationの入手はこちら ⇒ <http://jeag.jp>)